

亀山市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 1 6 号

亀山市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

亀山市子ども・子育て支援法施行細則（平成 2 7 年亀山市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 1 条第 1 号」を「第 1 条の 5 第 1 号」に改める。

第 3 条中「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書」を「教育・保育給付認定申請書」に改める。

第 4 条第 1 項中「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定結果通知書」を「教育・保育給付認定結果通知書」に改め、同条第 3 項中「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定却下通知書」を「教育・保育給付認定申請却下通知書」に改める。

第 5 条中「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定（変更認定）延期通知書」を「教育・保育給付認定（変更認定）延期通知書」に改める。

第 1 5 条を第 2 7 条とし、同条の前に次の 3 条を加える。

（特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請）

第 2 4 条 府令第 5 3 条の 2 の申請書は、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（様式第 2 5 号）とする。

（特定子ども・子育て支援施設等の確認の変更の届出）

第 2 5 条 特定子ども・子育て支援提供者（法第 3 0 条の 1 1 第 3 項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）は、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地その他の府令で定める事項に変更があったときは、特定

子ども・子育て支援施設等確認変更届（様式第26号）を市長に提出しなければならない。

（特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退）

第26条 特定子ども・子育て支援提供者は、法第58条の6第1項の規定により当該特定子ども・子育て支援施設等に係る法第30条の11第1項の確認を辞退しようとするときは、特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届（様式第27号）を市長に提出しなければならない。

第14条の見出し中「確認」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認」に改め、同条中「様式第14号」を「様式第24号」に改め、同条を第23条とする。

第13条の見出し中「確認」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認」に改め、同条中「第28条及び第37条」を「第31条及び第40条」に、「様式第13号」を「様式第23号」に改め、同条を第22条とする。

第12条の見出し中「確認」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認」に改め、同条中「第26条及び第36条」を「第29条及び第39条」に、「様式第12号」を「様式第22号」に改め、同条を第21条とし、同条の前に次の8条を加える。

（子育てのための施設等利用給付認定の申請）

第13条 府令第28条の3第1項の申請書は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（1）法第30条の4第1号に規定する小学校就学前子ども 子育てのための施設等利用給付認定（第1号）申請書（様式第13号）

（2）法第30条の4第2号又は第3号に規定する小学校就学前子ども 子育てのための施設等利用給付認定（第2号・第3号）申請書（様式第14号）

（子育てのための施設等利用給付認定の結果等の通知）

第 1 4 条 法第 3 0 条の 5 第 3 項の規定による通知は、施設等利用給付認定通知書（様式第 1 5 号）により行うものとする。

2 法第 3 0 条の 5 第 4 項（法第 3 0 条の 8 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、施設等利用給付認定申請却下通知書（様式第 1 6 号）により行うものとする。

（子育てのための施設等利用給付認定の申請に対する処分の延期の通知）

第 1 5 条 法第 3 0 条の 5 第 5 項ただし書（法第 3 0 条の 8 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、子育てのための施設等利用給付認定（変更認定）延期通知書（様式第 1 7 号）により行うものとする。

（子育てのための施設等利用給付認定の有効期間）

第 1 6 条 府令第 2 8 条の 5 第 4 号ロの市が定める期間は、9 0 日とする。

2 府令第 2 8 条の 5 第 6 号の市が定める期間は、府令第 1 条の 5 第 9 号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市長が適当と認める期間とする。

（子育てのための施設等利用給付認定の変更の認定の申請）

第 1 7 条 府令第 2 8 条の 8 第 1 項の申請書は、施設等利用給付認定変更申請書（様式第 1 8 号）とする。

（子育てのための施設等利用給付認定の変更の認定の結果等の通知）

第 1 8 条 法第 3 0 条の 8 第 3 項において準用する法第 3 0 条の 5 第 3 項の規定による通知は、施設等利用給付認定変更通知書（様式第 1 9 号）により行うものとする。

（子育てのための施設等利用給付認定の取消の通知）

第 1 9 条 府令第 2 8 条の 1 1 の規定による通知は、施設等利用給付認定取消通知書（様式第 2 0 号）により行うものとする。

（子育てのための施設等利用給付認定の申請内容の変更の届出）

第 20 条 府令第 28 条の 12 の規定の届出は、施設等利用給付認定申請内容変更届（様式第 21 号）とする。

第 11 条中「様式第 11 号」を「様式第 12 号」に改め、同条を第 12 条とする。

第 10 条中「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請内容変更届（様式第 10 号）」を「教育・保育給付認定申請内容変更届（様式第 11 号）」に改め、同条を第 11 条とする。

第 9 条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条中「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定取消通知書（様式第 9 号）」を「教育・保育給付認定取消通知書（様式第 10 号）」に改め、同条を第 10 条とする。

第 8 条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 1 項中「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定変更通知書（様式第 7 号）」を「教育・保育給付認定変更通知書（様式第 8 号）」に改め、同条第 2 項中「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定変更却下通知書（様式第 8 号）」を「教育・保育給付認定変更却下通知書（様式第 9 号）」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条中「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定変更申請書（様式第 6 号）」を「教育・保育給付認定変更申請書（様式第 7 号）」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（食事の提供に要する費用の支払の免除に関する事項の通知）

第 6 条 府令第 7 条第 1 項第 2 号の規定による通知は、副食費支払免除通知書（様式第 6 号）により行うものとする。

様式第 1 号中「施設型給付費・地域型保育給付費 支給認定申請書」を「教育・保育給付認定申請書」に、「施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「既に支給認定」を「既に教育・保育給付認定」に、「が施設型給付費・

地域型保育給付費の支給認定」を「が教育・保育給付認定」に、「この支給認定申請書」を「この申請書」に、「施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定を」を「教育・保育給付認定を」に、「支給認定の」を「教育・保育給付の」に、「支給認定（」を「教育・保育給付認定（」に改める。

様式第 2 号中「施設型給付費・地域型保育給付費 支給認定結果通知書」を「教育・保育給付認定結果通知書」に、「支給認定について」を「教育・保育給付認定について」に、「支給認定区分」を「教育・保育給付認定区分」に改める。

様式第 3 号中「支給認定区分」を「教育・保育給付認定区分」に改める。

様式第 4 号中「施設型給付費・地域型保育給付費 支給認定却下通知書」を「教育・保育給付認定申請却下通知書」に、「施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

様式第 5 号中「施設型給付費・地域型保育給付費 支給認定（変更認定）延期通知書」を「教育・保育給付認定（変更認定）延期通知書」に、「施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

様式第 6 号及び様式第 7 号を次のように改める。

様式第 6 号（第 6 条関係）

年 月 日

様

亀山市長



副食費支払免除通知書

本年度の副食の提供に要する費用の支払については、次の期間において免除となりますのでお知らせいたします。

入所する児童の氏名
及 び 生 年 月 日

施 設 名

免除期間

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
副食費						
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
副食費						

変更のあった場合は、改めて通知します。

空白の月については副食費を徴収いたします。

亀山市長 様

以上のことに同意し、子ども・子育て支援法第23条第1項の規定に基づき、現に受けている教育・保育給付認定を変更する認定を次のとおり申請します。

												変更希望日	年 月 日		
教育・保育給付認定保護者	フリガナ											生年月日	年 月 日		
	氏名	印													
	居住地	〒													
	個人番号 (マイナンバー)												連絡先		
変更に係る小学校 就学前子ども	フリガナ											生年月日	年 月 日		
	氏名														
	個人番号 (マイナンバー)											教育・保育給付認定 保護者との続柄			
認定種別	☐ 第1号 満3歳以上の小学校就学前子ども														
	☐ 第2号 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、下記の保育を必要とする理由があるもの														
	☐ 第3号 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、下記の保育を必要とする理由があるもの														
保育を必要とする理由	該当する□にレ点を付けて下さい。														
	(子から見た続柄) 父・母・その他 () ☐ 就労 ☐ 妊娠出産 ☐ 疾病障害等 ☐ 介護看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動等 ☐ 就学 ☐ その他 ()														
	(子から見た続柄) 父・母・その他 () ☐ 就労 ☐ 妊娠出産 ☐ 疾病障害等 ☐ 介護看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動等 ☐ 就学 ☐ その他 ()														
この申請を行う原因となった事由															

保育を必要とする理由に応じて記入して下さい。

		母親の状況	父親の状況
就 労		☐ 居宅外労働 ☐ 自営 ⇒ ☐ 自宅 ☐ 中心者 ☐ 自宅以外 ☐ 協力者	

☐ 内職

☐ その他： ()

添付書類 (以下の中から該当する書類を添付して下さい)

就 労	居宅外労働の場合（予定を含む。）	在職（予定）証明書(就労内定の場合はその証明を受けて下さい)
	自営の場合	就労申立書、自営の証明書類の写し(確定申告書、営業許可証、開業届等)
	内職の場合	就労申立書
妊 娠 ・ 出 産	出産前の場合	母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)
	出産後の場合	母子健康手帳の写し(出生届出済証明のページ)
疾 病 ・ 障 害 等	障害による手帳等の交付を受けている場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
	障害による手帳等の交付を受けていない場合	診断書
介 護 ・ 看 護	保護者が介護・看護をしている場合	介護・看護が必要であることがわかる書類(診断書、介護保険証の写し等)
災 害 復 旧	震災、風水害、火災等の災害の復旧に当たっている場合	り災証明書の写しほか災害復旧に当たっていることがわかる書類
求 職 活 動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合	就労予定申立書
就 学	学校等に在学中の場合	在学証明書（入学予定の場合は合格通知）、在学期間及び修学時間がわかる書類
そ の 他	認可外保育施設の利用を希望される方	保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

様式第 9 号を削る。

様式第 8 号中「施設型給付費・地域型保育給付費 支給認定変更却下通知書」を「教育・保育給付認定変更却下通知書」に、「施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同様式を様式第 9 号とし、様式第 7 号の次に次の 1 様式を加える。

年 月 日

様

亀山市長



教育・保育給付認定変更通知書

年 月 日付で申請のあった教育・保育給付認定の変更について、次のとおり認定したので通知します。

認 定 者 番 号					
教 育 ・ 保 育 給 付 認 定 に 係 る 小学校就学前子ども					
認 定 区 分		認定事由		保育必要量	
認 定 期 間					
変 更 年 月 日	年 月 日				

備考

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、亀山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。

様式第 1 0 号から様式第 1 4 号までを次のように改める。

年 月 日

様

亀山市長



教育・保育給付認定取消通知書

子ども・子育て支援法施行規則第14条第1項の規定により次のとおり教育・保育給付認定を取り消したので通知します。

認 定 者 番 号	
教 育 ・ 保 育 給 付 認 定 に 係 る 小学校就学前子ども	
教 育 ・ 保 育 給 付 認 定 取 消 理 由	
教 育 ・ 保 育 給 付 認 定 取 消 日	年 月 日

次のとおり子どものための教育・保育給付 支給認定証を返還してください。

1 返還先

2 返還期限 年 月 日

備考

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、亀山市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定の取消しの訴えは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。

教育・保育給付認定申請内容変更届

年 月 日

亀山市長 様

教育・保育給付認定の申請に係る届出事項に変更があったので、次のとおり届け出します。

教育・保育 給付認定 保護者	ふりがな											生年月日	年 月 日		
	氏名	㊟													
	居住地	〒 ー													
	個人番号 (マイナンバー)												連絡先		
変更に係る 小学校就学前 子ども	ふりがな											生年月日	年 月 日		
	氏名														
	個人番号 (マイナンバー)												教育・保育給付認定 保護者との続柄		

変更の内容

変更が生じた事項 (該当する番号に○をしてください。)		変更の内容	
		変更前	変更後
教育・保育給付認定保護者に関する事	1 氏名		
	2 住所		
	3 連絡先		
教育・保育給付認定子どもに関する事	1 氏名		
	2 住所		
	3 保護者との続柄		
その他			
変更事項発生日	年 月 日		

※「子どものための教育・保育給付支給認定証」及び変更が生じた事項を証する書類を添付してください。

子どものための教育・保育給付認定 支給認定証再交付申請書

年 月 日

亀山市長 様

子どものための教育・保育給付 支給認定証の再交付について、次のとおり申請します。

教育・保育 給付認定 保護者	ふりがな											生年月日	年 月 日		
	氏名	㊟													
	居住地	〒 ー													
	個人番号 (マイナンバー)												連絡先		
変更に係る 小学校就学前 子ども	ふりがな											生年月日	年 月 日		
	氏名														
	個人番号 (マイナンバー)												教育・保育給付認定 保護者との続柄		

申請の理由（該当する番号に○をしてください。）												
1 紛失												
2 汚損・破損												
3 その他（ ）												

※申請の理由が「2 汚損・破損」であるときは、支給認定証を添付してください。

子育てのための施設等利用給付認定（第1号）申請書

亀山市長 様

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。

2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者を提供することがあります。

3. 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。

4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。

5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望(幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業(※1)は利用しない)するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

				認定希望日（施設利用開始日）		年 月 日	
保護者	フリガナ		申請 子ども との続柄		居住地	〒 —	
	氏名	印			現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒	
	日中の連絡先（電話番号）＊確実に連絡の取れる順に記入して下さい。					生年月日	年 月 日
	①	父携帯 ・ 母携帯 父勤務先 ・ 母勤務先 自宅・その他（ ）	②	父携帯 ・ 母携帯 父勤務先 ・ 母勤務先 自宅・その他（ ）	個人番号 (マイナンバー)		
子ども申請	フリガナ		現住所 申請者と異なる 場合のみ記載	〒 —		個人番号(マイナンバー)	
	氏名						
			生年月日	年 月 日			

利用(予定含む)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部を記入して下さい。

フリガナ		所在地	〒 — 市 ()	
施設名			利用開始予定日	年 月 日

亀山市長 様

1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3. 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

保護者		フリガナ	印		認定希望日（施設利用開始日）		年 月 日		
		氏名			居住地	〒			
				現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒				
		日中の連絡先（電話番号）＊確実に連絡の取れる順に記入して下さい。						生年月日	年 月 日
①	父携帯 父勤務先 自宅・その他（	母携帯 母勤務先 自宅・その他（	②	父携帯 父勤務先 自宅・その他（	母携帯 母勤務先 自宅・その他（	個人番号 (マイナンバー)			
子ども申請	フリガナ	印		現住所	〒		個人番号(マイナンバー)		
	氏名			申請者と異なる 場合のみ記載					
		生年月日	年 月 日						
認定種別	☐ 申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している(第2号) ☐ 申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(第3号)						左記で第3号に該当し、市民税非課税世帯に該当する場合は、下の□にレ点を付けて下さい。		
							☐ 市民税非課税に該当		
保育を必要とする理由	該当する□にレ点を付けて下さい。								
	(子から見た続柄) 父・母・その他（	☐ 就労	☐ 妊娠 出産	☐ 疾病 障害等	☐ 介護 看護	☐ 災害 復旧	☐ 求職 活動等	☐ 就学	☐ その他（
	(子から見た続柄) 父・母・その他（	☐ 就労	☐ 妊娠 出産	☐ 疾病 障害等	☐ 介護 看護	☐ 災害 復旧	☐ 求職 活動等	☐ 就学	☐ その他（

認定希望日の 前年1月1日現在の住所 ※2	(母親)	☐ 現住所と同じ	(父親)	☐ 現住所と同じ
認定希望日の 前々年1月1日現在の住所 ※3	(母親)	☐ 現住所と同じ	(父親)	☐ 現住所と同じ

同居者を全員記入して下さい。※個人番号欄は、上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に、父母及び生計の中心者のみ記入して下さい。

（生計の中心者の番号に○を付けて下さい） 申請子どもの保護者及び同居者		フリガナ 氏名	申請子ども との続柄	生年月日		就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は 障害者手帳
	1			個人番号			□有
				大正 平成	昭和 令和		
	2			個人番号			□有
				大正 平成	昭和 令和		
	3			個人番号			□有
				大正 平成	昭和 令和		
	4			個人番号			□有
				大正 平成	昭和 令和		
	5			個人番号			□有
大正 平成				昭和 令和	年		
6			個人番号			□有	
			大正 平成	昭和 令和			年
7			個人番号			□有	
			大正 平成	昭和 令和			年

＜必ず裏面も記入して下さい＞

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ		所在地	〒 ー TEL ()		
施設名		利用開始予定日	年 月 日		

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 ー TEL: ー ー	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 ー TEL: ー ー	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 ー TEL: ー ー	年 月 日

保育を必要とする理由に応じて記入して下さい。

		母親の状況	父親の状況
就 労	□ 居宅外労働 □ 自営 ⇒ □ 内職	□ 自宅 □ 中心者 □ 自宅以外 □ 協力者 □ その他: ()	□ 居宅外労働 □ 自営 ⇒ □ 内職 □ 自宅 □ 中心者 □ 自宅以外 □ 協力者 □ その他: ()
	妊娠・出産 (申請時点)	出産(予定)日 年 月 日	
疾 病・障 害 等	疾病・障害名	(手帳交付) □ 有 □ 無 治癒の見込み時期 年 月 日	(手帳交付) □ 有 □ 無 治癒の見込み時期 年 月 日
	事由	□ 入院 □ 通院 □ 自宅療養 □ その他 ()	□ 入院 □ 通院 □ 自宅療養 □ その他 ()
介 護・看 護	被介護者名	(申請子どもとの続柄:)	(申請子どもとの続柄:)
	傷病・障害名		
	事由	□ 入院付添 □ 通院付添 □ 自宅看護 □ 通学付添 □ その他 ()	□ 入院付添 □ 通院付添 □ 自宅看護 □ 通学付添 □ その他 ()
災 害 復 旧	被災日	年 月 日	年 月 日
	状況		
求職活動等		活動の内容:	活動の内容:
就 学	就学の目的	□ 卒業後就労するため □ その他 ()	□ 卒業後就労するため □ その他 ()
	期間	年 月 日まで	年 月 日まで
その他		保育を行うことが困難と認められる内容	保育を行うことが困難と認められる内容

添付書類 (以下の中から該当する書類を添付して下さい)

就 労	居宅外労働の場合(予定を含む。)	在職(予定)証明書(就労内定の場合はその証明を受けて下さい)
	自営の場合	就労申立書、自営の証明書類の写し(確定申告書、営業許可証、開業届等)
	内職の場合	就労申立書
妊 娠・出 産	出産前の場合	母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)
	出産後の場合	母子健康手帳の写し(出生届出済証明のページ)
疾 病・障 害 等	障害による手帳等の交付を受けている場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
	障害による手帳等の交付を受けていない場合	診断書
介 護・看 護	保護者が介護・看護をしている場合	介護・看護が必要であることがわかる書類(診断書、介護保険証の写し等)
災 害 復 旧	震災、風水害、火災等の災害の復旧に当たっている場合	り災証明書の写しほか災害復旧に当たっていることがわかる書類
求 職 活 動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合	就労予定申立書
就 学	学校等に在学中の場合	在学証明書(入学予定の場合は合格通知)、在学期間及び修学時間がわかる書類
そ の 他	認可外保育施設の利用を希望される方	保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

様式第 1 4 号の次に次の 1 3 様式を加える。

年 月 日

様

亀山市長



施設等利用給付認定通知書

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり決定しましたので通知します。

認 定 子 ども	認 定 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
決 定 年 月 日		
認 定 区 分		
有 効 期 間		
保育の必要性の事由		
この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、亀山市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、亀山市を被告として（亀山市長が被告の代表者となります。）提起することができます。 保育の必要性の事由が妊娠・出産、就学、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給の対象とはなりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、改めて子育てのための施設等利用給付認定を申請して下さい。		

年 月 日

様

亀山市長



施設等利用給付認定却下通知書

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり却下しましたので通知します。

申 請	フリガナ	
子 ども	氏 名	
申 請 者	申 請 時 の 住 所	
	氏 名	
却 下 年 月 日		
却 下 の 理 由		
この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、亀山市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、亀山市を被告として（亀山市長が被告の代表者となります。）提起することができます。		

様式第 17 号（第 15 条関係）

年 月 日

様

亀山市長



施設等利用給付認定（変更認定）延期通知書

年 月 日付で申請のあった子育てのための施設等利用給付認定について、
次の理由により延期するので通知します。

延期の理由

処理見込期間

施設等利用給付認定変更申請書

亀山市長 様

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めています。

2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。

3. 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。

4. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

以上のことに同意し、子ども・子育て支援法第30条の8第1項の規定に基づき、現に受けている施設等利用給付認定を変更する認定を次のとおり申請します。

保護者	フリガナ		申請子どもとの続柄	認定変更希望日		年 月 日						
	氏名			居住地	〒							
			印	現住所が市外の場合 市内転入後の住所		〒						
	日中の連絡先（電話番号）＊確実に連絡の取れる順に記入して下さい。					生年月日	年 月 日					
	①	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（ ）		②	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（ ）	個人番号 （マイナンバー）						
子ども申請	フリガナ		現住所 申請者と異なる 場合のみ記載	〒		個人番号（マイナンバー）						
	氏名			生年月日		年 月 日						
認定種別	☐ 第1号 満3歳以上の小学校就学前子ども											
	☐ 第2号 満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、下記の保育を必要とする理由があるもの											
	☐ 第3号 満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、その保護者及び同一の世帯に属する者が市町村民税（特別区民税を含む。）を課されない者であるもの											
保育を必要とする理由	該当する□にレ点を付けて下さい。											
	(子から見た続柄) 父・母・その他（ ）	☐ 就労	☐ 妊娠 出産	☐ 疾病 障害等	☐ 介護 看護	☐ 災害 復旧	☐ 求職 活動等	☐ 就学	☐ その他（ ）			
当該申請を行う原因となった事由	(子から見た続柄) 父・母・その他（ ）	☐ 就労	☐ 妊娠 出産	☐ 疾病 障害等	☐ 介護 看護	☐ 災害 復旧	☐ 求職 活動等	☐ 就学	☐ その他（ ）			

上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に記入して下さい。

認定希望日の 前年1月1日現在の住所 ※2	(母親)	☐ 現住所と同じ	(父親)	☐ 現住所と同じ
認定希望日の 前々年1月1日現在の住所 ※3	(母親)	☐ 現住所と同じ	(父親)	☐ 現住所と同じ

※2. 3. 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年(前々年)1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書（課税証明書など）を添付して下さい。

同居者を全員記入して下さい。※個人番号欄は、上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に、父母及び生計の中心者のみ記入して下さい。

(生計の中心者の番号に○を付けて下さい)		フリガナ 氏名	申請子どもとの続柄	生年月日		就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は 障害者手帳
	1			個人番号	年 月 日		☐ 有
	2			個人番号	年 月 日		☐ 有
	3			個人番号	年 月 日		☐ 有
	4			個人番号	年 月 日		☐ 有
	5			個人番号	年 月 日		☐ 有
	6			個人番号	年 月 日		☐ 有
	7			個人番号	年 月 日		☐ 有

<必ず裏面も記入して下さい>

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ		所在地	〒 ー 伍 ()		
施設名		利用開始予定日	年 月 日		

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 ー TEL: ー ー	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 ー TEL: ー ー	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 ー TEL: ー ー	年 月 日

保育を必要とする理由に応じて記入して下さい。

		母親の状況	父親の状況
就 労		☐ 居宅外労働 ☐ 自営 ⇒ [☐ 自宅 ☐ 中心者 ☐ 自宅以外 ☐ 協力者] ☐ 内職 ☐ その他: ()	☐ 居宅外労働 ☐ 自営 ⇒ [☐ 自宅 ☐ 中心者 ☐ 自宅以外 ☐ 協力者] ☐ 内職 ☐ その他: ()
	妊娠・出産 (申請時点)	出産(予定) 日 年 月 日	
疾 病 ・ 障 害 等	疾病・障害名	(手帳交付) ☐ 有 ☐ 無 治癒の見込み時期 年 月 日	(手帳交付) ☐ 有 ☐ 無 治癒の見込み時期 年 月 日
	事由	☐ 入院 ☐ 通院 ☐ 自宅療養 ☐ その他 ()	☐ 入院 ☐ 通院 ☐ 自宅療養 ☐ その他 ()
介 護 ・ 看 護	被介護者名	(申請子どもとの続柄:)	(申請子どもとの続柄:)
	傷病・障害名		
	事由	治癒の見込み時期 年 月 日 ☐ 入院付添 ☐ 通院付添 ☐ 自宅看護 ☐ 通学付添 ☐ その他 ()	治癒の見込み時期 年 月 日 ☐ 入院付添 ☐ 通院付添 ☐ 自宅看護 ☐ 通学付添 ☐ その他 ()
災 害 復 旧	被災日	年 月 日	年 月 日
	状況		
求職活動等		活動の内容:	活動の内容:
就 学	就学の目的	☐ 卒業後就労するため ☐ その他 ()	☐ 卒業後就労するため ☐ その他 ()
	期間	年 月 日まで	年 月 日まで
その他		保育を行うことが困難と認められる内容	保育を行うことが困難と認められる内容

添付書類 (以下の中から該当する書類を添付して下さい)

就 労	居宅外労働の場合(予定を含む。)	在職(予定)証明書(就労内定の場合はその証明を受けて下さい)
	自営の場合	就労申立書、自営の証明書類の写し(確定申告書、営業許可証、開業届等)
	内職の場合	就労申立書
妊 娠 ・ 出 産	出産前の場合	母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)
	出産後の場合	母子健康手帳の写し(出生届出済証明のページ)
疾 病 ・ 障 害 等	障害による手帳等の交付を受けている場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
	障害による手帳等の交付を受けていない場合	診断書
介 護 ・ 看 護	保護者が介護・看護をしている場合	介護・看護が必要であることがわかる書類(診断書、介護保険証の写し等)
災 害 復 旧	震災、風水害、火災等の災害の復旧に当たっている場合	り災証明書の写しほか災害復旧に当たっていることがわかる書類
求 職 活 動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合	就労予定申立書
就 学	学校等に在学中の場合	在学証明書(入学予定の場合は合格通知)、在学期間及び修学時間がわかる書類
そ の 他	認可外保育施設の利用を希望される方	保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

年 月 日

様

亀山市長



施設等利用給付認定変更通知書

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども子育て支援法第 3 0 条の 8 第 2 項又は第 4 項の規定により、次のとおり認定の変更を行いましたので通知します。

認 定 子 ども	認 定 番 号	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
変 更 年 月 日		
認 定 区 分		
有 効 期 間		
保育の必要性の事由		
変 更 理 由		
この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内に、亀山市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 月以内に、亀山市を被告として（亀山市長が被告の代表者となります。）提起することができます。		

年 月 日

様

亀山市長



施設等利用給付認定取消通知書

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第 3 0 条の 9 第 1 項の規定により次の認定子どもに係る認定を取り消したので、同条第 2 項の規定に基づき通知します。

認 定 子 ども	認 定 番 号	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
取 消 年 月 日		
取 消 理 由		
この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内に、亀山市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 月以内に、亀山市を被告として（亀山市長が被告の代表者となります。）提起することができます。		

施設等利用給付認定申請内容変更届

年 月 日

亀山市長 様

子育てのための施設等利用給付認定の申請に係る届出事項に変更があったので、次のとおり届け出します。

施設等利用 給付認定 保護者	ふりがな											生年月日	年 月 日		
	氏名	印													
	居住地	〒 ー													
	個人番号 (マイナンバー)											連絡先			
変更に係る 小学校就学前 子ども	ふりがな											生年月日	年 月 日		
	氏名														
	個人番号 (マイナンバー)											施設等利用給付認定 保護者との続柄			

変更の内容

変更が生じた事項 (該当する番号に○をしてください。)		変更の内容	
		変更前	変更後
施設等利用給付 認定保護者に関 すること	1 氏名		
	2 住所		
	3 連絡先		
施設等利用給付 認定子どもに関 すること	1 氏名		
	2 住所		
	3 保護者との続柄		
その他			
変更事項発生日	年 月 日		

※変更が生じた事項を証する書類を添付してください。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者確認申請書

年 月 日

亀山市長 様

住所
申請者 名称
代表者氏名



特定教育・保育施設
地域型保育事業者 の確認を受けたいので、子ども・子育て支援法施行規則 第 2 9 条 第 3 9 条 の規定によ
り、次のとおり関係書類を添えて申請します。

施設又は事業所	名 称			
	所 在 地			
確認を受けようとする施設又は事業の区分	☐ 幼保連携型認定こども園	☐ 小規模保育事業A型・B型 ☐ 小規模保育事業C型 ☐ 家庭的保育事業 ☐ 居宅訪問型保育事業 ☐ 事業所内保育事業（保育所型） ☐ 事業所内保育事業（小規模型）		
	☐ 幼稚園型認定こども園 ☐ 保育所型認定こども園 ☐ 地方裁量型認定こども園 ☐ 幼稚園 ☐ 保育所			
設置者又は申請者	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	電 話 番 号		FAX 番号	
	メールアドレス			
代 表 者	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日		
	住 所			
	職 名			
事業の開始予定年月日		年 月 日		
利用する小学校就学前こどもの数	認定区分		人数	
	1 号認定			
	2 号認定			
	3 号認定	満 1 歳未満の小学校就学前子ども		
		満 1 歳以上の小学校就学前子ども		
施設又は事業所の管理者	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日		
	住 所			

建物の構造概要	☐ 添付書類に記載
設備の概要	☐ 添付書類に記載
利用者又はその家族からの苦情を 処理するために講ずる措置の概要	☐ 添付書類に記載
申請に係る事業に係る資産の状況	☐ 添付書類に記載
施設の利用申込みが利用定員を 超える場合における選考基準	☐ 添付書類に記載
連携協力を行う特定教育・保育施設 又は居宅訪問型保育連携施設の名称 ※特定地域型保育事業者の確認の申請の 場合にのみ記入	

添付書類（次に掲げる事項を記載した書類を添付して下さい。）

確認事項	インターネット 閲覧
・ 申請者又は設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	☐
・ 認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の認可証等の写し	☐
・ 建物又は事業所の図面（各室の用途を明示するもの）	☐
・ 運営規程	☐
・ 申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態	☐
・ 申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例施設型給付費又は地域型保育給付費及び 特例地域型保育給付費の請求に関する事項	☐
・ 子ども・子育て支援法第40条第2項及び第52条第2項に規定する申請をすることが できない者に該当しないことを誓約する書面	☐
・ 役員の氏名、生年月日及び住所	☐

※ インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、当該事項を記載した書類（登記事項証明書を除く。）の添付を省略することができます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者確認変更申請書

年 月 日

亀山市長 様

住所
申請者 名称
代表者氏名 印

第 2 7 条第 1 項
子ども・子育て支援法 第 2 9 条第 1 項 の規定により確認を受けた利用定員を増加したいので、子ども・子育て支援法施行規則 第 3 1 条 第 4 0 条 の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

施設又は事業所	名 称			
	所 在 地			
施設又は事業の区分	☐ 幼保連携型認定こども園	☐ 小規模保育事業 A 型・B 型		
	☐ 幼稚園型認定こども園	☐ 小規模保育事業 C 型		
設置者又は申請者	☐ 保育所型認定こども園	☐ 家庭的保育事業		
	☐ 地方裁量型認定こども園	☐ 居宅訪問型保育事業		
	☐ 幼稚園	☐ 事業所内保育事業（保育所型）		
	☐ 保育所	☐ 事業所内保育事業（小規模型）		
	名 称			
	主たる事務所の所在地			
代 表 者	電 話 番 号	FAX 番 号		
	メーアドレ			
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日		
職 名	住 所			
	職 名			
利用定員の増加内容	認定区分		変更前（人）	変更後（人）
	1 号 認 定			
	2 号 認 定			
	3 号 認 定	満 1 歳未満の小学校就学前子ども		
満 1 歳以上の小学校就学前子ども				
建物の構造概要及び設備の概要		☐ 添付書類に記載		
利用定員を増加しようとする理由				
変 更 （ 予 定 ） 年 月 日		年 月 日		

※建物又は事業所の図面（各室の用途を明示するもの）及びこの申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態がわかる書類を添付してください。

様式第24号（第23条関係）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者確認辞退届

年 月 日

亀山市長 様

住所
届出者 名称
代表者氏名



子ども・子育て支援法 第27条第1項 第29条第1項 の規定による確認を辞退したいので、同法第36条 第48条 の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

施設又は事業所	名 称		
	所 在 地		
施設又は事業の 区 分	☐ 幼保連携型認定こども園 ☐ 幼稚園型認定こども園 ☐ 保育所型認定こども園 ☐ 地方裁量型認定こども園 ☐ 幼稚園 ☐ 保育所		☐ 小規模保育事業A型・B型 ☐ 小規模保育事業C型 ☐ 家庭的保育事業 ☐ 居宅訪問型保育事業 ☐ 事業所内保育事業（保育所型） ☐ 事業所内保育事業（小規模型）
設置者又は事業者	名 称		
	主たる事務所の所在地		
	電 話 番 号		FAX 番号
	メールアドレス		
代 表 者	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	
	住 所		
	職 名		
確 認 を 辞 退 す る 理 由			
現に利用している小学校就学前 子 ども に 対 す る 措 置			
確 認 を 辞 退 す る 年 月 日		年 月 日	

※確認を辞退する日の3月前までに届け出て下さい。

特定子ども・子育て支援施設等確認申請書

年 月 日

亀山市長 様

住所
申請者 名称
代表者氏名

印

子ども・子育て支援法第 3 0 条の 1 1 の規定による確認を受けたいので、同法第 5 8 条の 2 の規定に基づき次のとおり関係書類を添えて申請します。

施設又は事業所	名 称			
	所 在 地			
子ども・子育て支援施設等の区分	☐ 認定こども園	☐ 幼稚園	☐ 特別支援学校幼稚部	
	☐ 認可外保育施設			
	☐ 預かり保育事業（在園児を対象）			
	☐ 一時預かり事業（在園児以外を対象）			
	☐ 病児保育事業			
	☐ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）			
設置者又は申請者	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	電 話 番 号		FAX 番号	
	メールアドレス			
代 表 者	氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日
	住 所			
	職 名			
事業の開始予定年月日		年	月	日
施設又は事業所の 管 理 者	氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日
	住 所			

添付書類（次に掲げる事項を記載した書類を添付して下さい。）

確認事項	インターネット 閲覧
・ 設置者又は申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	☐
・ 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校の許可証の写しその他の子ども・子育て支援施設等であることを証する書類	☐
・ 子ども・子育て支援法第 5 8 条の 1 0 第 2 項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面	☐
・ 役員の氏名、生年月日及び住所	☐

※ インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、当該事項を記載した書類（登記事項証明書を除く。）の添付を省略することができます。

※ 添付書類の記載内容によっては改めて確認に関する書類の提出を求める場合があります。

特定子ども・子育て支援施設等確認変更届

年 月 日

亀山市長 様

住所
届出者 名称
代表者氏名



子ども・子育て支援法第30条の11の規定による確認を受けた事項に変更があったので、同法第58条の5の規定に基づき次のとおり届け出ます。

申請書記載事項の変更

変更する事項		変更後
☐ 施設又は事業所	名 称	
	所 在 地	
☐ 設置者又は事業者	名 称	
	主たる事務所の 所 在 地	
☐ 代 表 者	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	
	職 名	
☐ 施設又は事業所の 管 理 者	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	

添付書類記載内容の変更（変更後の書類を添付してください。）

添付書類のうち記載内容に変更があったもの		インターネット 閲覧
☐	・ 設置者又は事業者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	☐
☐	・ 役員の氏名、生年月日及び住所	☐

※ インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、当該事項を記載した書類（登記事項証明書を除く。）の添付を省略することができます。

※ 確認を受けた特定子ども・子育て支援施設等である施設の設置者の役員もしくはその長又は特定子ども・子育て支援施設等である事業を行う者に係る管理者もしくは役員の変更を届け出る場合は、子ども・子育て支援法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面を添付してください。

※ 添付書類の記載内容によっては改めて確認の変更に関する書類の提出を求める場合があります。

特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届

年 月 日

亀山市長 様

住所
届出者 名称
代表者氏名



子ども・子育て支援法第 3 0 条の 1 1 の規定による確認を辞退したいので、同法第 5 8 条の 6 の規定に基づき次のとおり届け出ます。

施設又は事業所	名 称			
	所 在 地			
子ども・子育て支援施設等の区分	☐ 認定こども園 ☐ 幼稚園 ☐ 特別支援学校幼稚部			
	☐ 認可外保育施設			
	☐ 預かり保育事業（在園児を対象）			
	☐ 一時預かり事業（在園児以外を対象）			
	☐ 病児保育事業			
	☐ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）			
設置者又は事業者	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	電 話 番 号		FAX 番 号	
	メールアドレス			
代 表 者	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日		
	住 所			
	職 名			
確 認 を 辞 退 す る 理 由				
現に利用している小学校就学前子どもに対する措置				
確 認 を 辞 退 す る 年 月 日		年 月 日		

※確認を辞退する日の 3 月前までに届け出て下さい。

附 則

この規則は、令和元年１０月１日から施行する。